流山市内の訪問介護事業所の緊急時における支援継続システム協定

～事業所を越えたパートナーシップの構築～

　本協定に参加する訪問介護事業所は、新型コロナウイルス感染症の影響（災害等を含みます。）による事業休止によって訪問介護サービスの提供が困難になった利用者について、その必要度に応じ、日常生活の継続が支援できるように、この協定に基づいて相互に協力するものとします。

（１）目的

　　　訪問介護事業所が新型コロナウイルス感染症の影響による休業の緊急時において、生命維持（食事・水分摂取、排せつ、薬内服等。以下同じ）に関して訪問介護を必須とする対象者への支援が切れ目なく継続されること及び社会資源である訪問介護事業所の事業運営が継続できることを目的とします。

（２）協定への参加

　　　この協定に基づいて相互に協力する訪問介護事業所（以下「協定参加事業所」

といいます。）は、別添の一覧表のとおりです。

（３）支援対象者

　　　このシステムによる支援対象者は、身体介護の必要性又は認知症などにより

訪問介護サービスの提供がなければ生命維持への影響が大きく、かつ代替えサ

ービスが確保できない要支援・要介護の被保険者（新型コロナウイルス感染症

者を除きます。）とします。

（４）トリアージ表の作成等

　　①　各事業所は、事前にトリアージ表を作成し、サービス利用者の心身の状態、

家庭環境などに基づいて生命維持のために必要なサービス提供内容を計画

することとします。

　　②　①のトリアージ表の作成にあたっては、必要に応じ、支援対象者の担当の

介護支援専門員又は高齢者なんでも相談室の計画作成担当者と連携するも

のとします。

③　協定参加事業所は、平常時において、サービス利用者に対し、必要に応じ、

事業所の休業時には他の訪問介護事業所の訪問介護員がサービスを提供す

ることなど、このシステムに基づいてサービスが提供される旨を説明してお

くものとします。

（５）システム利用の要請

①　協定参加事業所は、自らの事業所の従業者又は利用者に新型コロナウイル

ス感染症者が発生し、保健所の指導又は自らの判断により、一定の期間、サ

ービス提供の全部または一部を休業することになった場合において、このシ

ステムの利用を要請するときは、すみやかにその旨を保険者（流山市介護支

援課。以下同じ）に連絡するものとします。

　　②　①に基づき要請を行った訪問介護事業所（以下「休業事業所」といいます。）

は、（４）の①により作成したトリアージ表及び居宅サービス計画書のうち

週間サービス計画表（第３表）を保険者に送付します。

（６）対策会議

①　休業事業所に係る支援対象者について、当該休業期間中における休業事業

所以外の協定参加事業所（以下「協力事業所」といいます。）により提供す

る訪問介護サービスの内容等及び担当する訪問介護事業所を決定するため

の対策会議を開催します。

　　②　対策会議に参加するのは、基本的に、保険者、休業事業所（管理者、サー

ビス提供責任者等）、訪問部会及び協力事業所とします。

　　③　保険者及び訪問部会は、必要な場合は、対策会議に先立ち予備会議を開催

し、対策会議において円滑に決定できるよう調整を行います。

　　④　保険者は、対策会議により決定した支援対象者の訪問介護サービスの内容

　　　等を、当該支援対象者に係る介護支援専門員に連絡するとともに、介護サー

　　　ビス利用計画書に位置付けるよう依頼します。

（７）サービスの提供及び実績の報告等

　①　対策会議において支援対象者の担当となった協力事業所（以下「サービス

協力事業所」といいます。）は、初回の訪問時に、当該支援対象者に対し同

意書に基づいて説明し、同意を得ることとします。この場合において、協力

事業所は、支援対象者とサービス提供に係る契約締結を行う必要はありませ

ん。

　②　サービス協力事業所は、対策会議の調整に基づいて、支援対象者に対し訪

問介護サービスを提供します。

③　サービス協力事業所は、当該支援対象者へのサービス提供期限の到来に伴

い担当を終了します。また、訪問介護サービスを行った年月日、時間、内容

等の実績を、遅滞なく、保険者及び休業事業所にメール又は書面により報告

します。

④　休業事業所は、事業再開とともに、支援対象者への訪問介護サービス提供

を再開します。

（８）介護報酬請求、支払い

　　①　休業事業所は、（７）の③の実績報告に基づいて、当該月の自らの事業所

の介護報酬として請求を行います。

　　②　休業事業所は、国民健康保険団体連合会から介護報酬の支払いがあったと

きは、すみやかにサービス協力事業所に対し、当該サービス事業所が行った

支援対象者へのサービス提供に係る介護報酬を支払うものとします。

　　③　①及び②の場合において、各種加算については、休業事業所において算定

可能となる加算により請求及び支払いを行うものとします。

　　④　②の介護報酬の支払いについて、金融機関への振込みにより行う場合の振

込手数料については、休業事業所の負担とします。

（９）その他

①　このシステムに基づいて、サービス協力事業所が、当該支援対象者に訪問

　介護サービスを提供していたときに発生した事故については、当該サービス

協力事業所の保険により対応します。

　　②　（５）及び（６）の保険者の対応並びに（７）の協力事業所による訪問介

護サービス提供の取扱い及び（８）の介護報酬に関する取扱いについては、

このシステムの構築にあたり、保険者の確認を得ています。